

以下に該当する場合、この特例を適用できます

売上要件の事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者が法人化した場合

申請者は法人であるが、**事業収入を比較する2つの月の間に個人事業者から法人化した場合**、法人化前に個人事業者として作成した資料を証拠資料等とすることができる。

追加の提出書類

法人化前の個人事業者に係る売上要件の基準月を含む事業年度の確定申告書第一表の写し

※青色申告(一般)の場合は、所得税青色申告決算書の写しも併せて提出すること